

1 者応札、1 者応募にかかる改善方策

平成 21 年 3 月
内閣官房／内閣府

内閣官房及び内閣府においては、随意契約の見直し計画に従い、競争性のある契約方式へと移行を推進しているところであるが、結果的に1者応札、1者応募となる場合も多く、実質的な競争性が確保されていない恐れがある。また、行政支出総点検会議による指摘事項等においても、各府省に対し、その改善方策を検討し、公表すべき旨の指摘がなされている。

このため、内閣官房及び内閣府においては、入札説明書を取り寄せた事業者で応札・応募しなかった者に対しアンケート調査を行い、その要因等について調査・分析するとともに、入札等監視委員会における議論も踏まえ、以下の改善方策を実施することとする。

(1) 準備期間、契約履行期間等について

入札等実施予定(年間計画)を年度当初等に提示することにより、入札参加希望者が、入札等事案を事前に把握し、過去の同様の事業などを参考として、応札のための準備、受注した場合の履行のための準備をする期間を確保できるようにする。併せて、契約の履行に長期間を要する事案については、可能な限り年度の早い段階における入札等を実施する。

(2) 適正な契約方式の検討

業務の範囲が限定されている入札参加希望者がより参加しやすくなるよう、履行内容を業務別に分割して契約する方法や共同して受注することを可能とする契約方式の導入を検討する。

(3) 契約件名、公告の方法について

契約件名については、件名から業務の概要が正確に理解できるよう、入札公告の際、適正な契約件名の設定に留意する。公告の方法については、関心の高い情報の入手を容易にするため、ホームページ上の公告に

において新規・更新掲載の手法を工夫するとともに、仕様書等関係書類の閲覧を積極的に推進する。また、現在庁舎内に掲示している入札公告の掲示場所の変更について検討する。

(4) 仕様要件、過去実績要件について

仕様の資格要件について、仕様書で設定した資格要件と同等の資格がある場合、当該同等の資格での入札参加を可能とするなど、要件の緩和を実施する(例:「Pマーク取得」→「Pマーク又はISMS取得」)。また、実績の無い入札参加希望者が、履行内容を理解し、より参加しやすくなるよう、可能な限り過去実施した参考となる同様の事業の契約金額、仕様書、成果物等を提示する。

(5) 発注者の意図、発注者との意思疎通について

入札参加希望者が、発注者の意図、履行内容をより正確に把握できるよう、特に、新規事業、企画提案型のもの等については、積極的に説明会を実施する。

(6) 予定経費について

入札参加者になるべく同等の参加条件となるよう、可能な限り過去実施事業の実績データや参考となる同様の事業の成果物等を提示する。

(7) 支払い方法について

入札参加希望者の負担感を軽減するため、契約の既履行分について支払いが可能となる契約条項を付すなど、部分払いの拡大を検討する。

(8) その他

今後の改善方策の基礎資料としていくため、今後実施される入札等においては、入札説明書等を取り寄せたが応札・応募しなかった理由等について、当該事業者が意見の述べることができる仕組みを導入する。

なお、改善方策については、今後寄せられる意見も踏まえ、さらに検討を行う。

アンケート調査の概要

1. 調査の手法等

(1) 調査対象

平成19年10月から平成20年9月までの間に実施された入札・公募のうち、1者応札、1者応募であった事案(397事案)について、入札説明書を取り寄せたが応札・応募しなかった事業者

(2) 調査の実施方法

調査対象者に対し、FAXにより、アンケート調査票(別添参照)を送信。FAX、回収箱又は郵送により回収

(3) 回答状況(回収率)

アンケート送付者数	458者
回答企業数	168者(92社※、匿名16者)
回収率	36.68%(168者/458者)

※)複数の事案の説明書を取り寄せた事業者については、事案ごとに回答をした場合があるため、回答のあった企業の社数は92社となっている(匿名回答を除く。)

2. 調査結果の概要

(1) 準備期間、契約履行期間等について

「準備期間、履行期間が短い。」を要因とする者の割合は高く、また、記述意見においても、「受注後の履行期間が短い。」「受注後、短期間内に実施しなければならない内容がある。」などが多かった。

(2) 適正な契約方式について

記述意見において、「履行内容を重視した契約、デザインなどの契約については価格競争にはなじまない。」「小規模の事案の企画提案はリスクが高い。」など競争の形態に関する意見や「企画提案部分の審査基

準が曖昧で提案を躊躇する。」、「業務全体の内容が広範囲なため、一括受注に対応できない。」などの意見があった。

(3) 契約件名、公告の方法について

「契約の内容が当社の業務でなかった。」を要因とする者の割合は高く、また、記述意見においては、「契約件名と履行内容が合っていない。」、「契約の概要、仕様書等が容易に閲覧できない。」などが多かった。

(4) 仕様要件、過去実績要件について

「応札段階での履行体制確保のリスクが高い。」、「同種事業の実績要件が厳しい。」を要因とする者の割合は高く、また、記述意見においても、「仕様書にある人員体制の確保が出来ない。」、「前回の受注者が優位となる仕様内容であった。」などの意見があった。

(5) 発注者の意図の明確化、発注者との意思疎通について

「履行内容が仕様書からは理解できない。」、「説明会を開催する必要がある。」を要因とする者の割合は高く、また、記述意見においては、「説明会を開催しても、履行内容や発注者の意図が十分説明されていない場合がある。」などの意見があった。

(6) 入札参加資格について

「競争参加資格が無かった（参加資格等級（A～D）が違っていた）。」を要因とする者もあった。また、記述意見においては、「参加資格等級を限定しているため応札者が限定される。」などの意見があった。

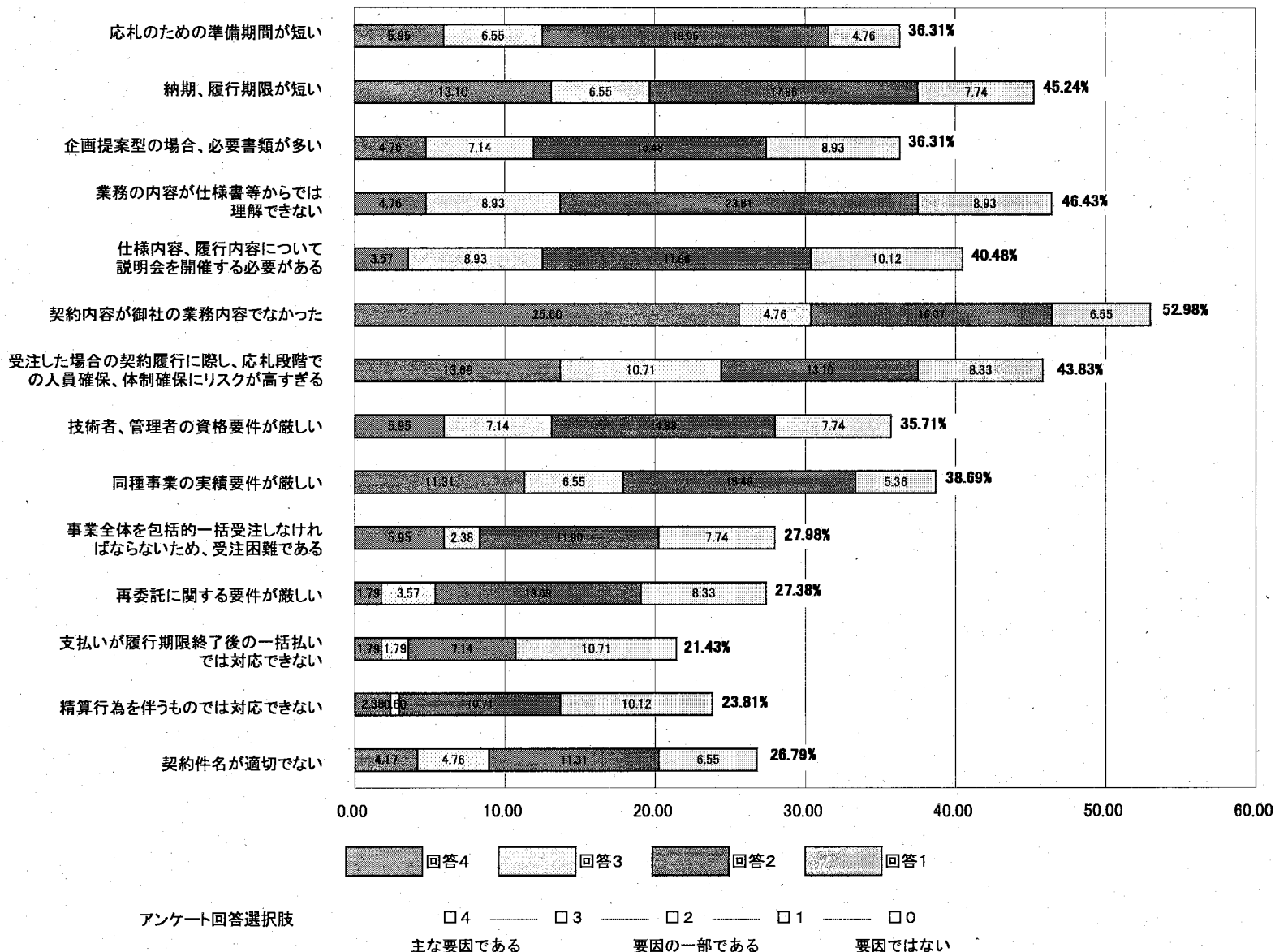
(7) 予定経費について

記述意見において、「業務内容に比し、全般的に契約金額が低いため、受注した場合の採算がとれない。」としたものが多かった。

(8) 支払い方法について

記述意見において、「年間一括払いでは資金繰りが困難」、「精算手続きには時間と労力を要する。」といった意見があった。

アンケート調査結果の概要



(実際に送付したアンケート調査票ではありません。)

1者応札、1者応募に関する企業アンケート調査質問事項

- 応札・応募しなかった理由について、設問事項の該当するものに、その度合いにより4～0のいずれかの□欄にチェック(「レ」)を付す。

(回答選択肢)

□4 ——— □3 ——— □2 ——— □1 ——— □0

主な要因である

要因の一部である

要因ではない

- 「その他」には、具体的理由、意見等を自由に記入する。

(1) 応札・応募要件について

- ① 応札のための準備期間が短い。
(入札案件を知ってから開札の日までの概ねの日数 _____ 日)
- ② 納期、履行期限が短い。
- ③ 企画提案型の場合(総合評価、企画競争)、必要書類が多い。
- ④ その他(応札・応募要件について)

(2) 仕様書等について

- ① 業務の内容が仕様書等からでは理解できない。
- ② 仕様内容、履行内容について説明会を開催する必要がある。
(説明会が無かった。説明書のみでは、履行内容を把握出来なかった。)
- ③ 契約の内容が御社の業務内容ではなかった。
- ④ その他(仕様書等について)

(3) 契約条件について

- ① 受注した場合の契約履行に際し、応札段階での人員確保、体制確保にリスクが高すぎる。
- ② 技術者、管理者の資格要件が厳しい。
- ③ 同種事業の実績要件(過去の受注実績等)が厳しい。
- ④ 事業全体を包括的一括受注をしなければならないため、受注困難である。
- ⑤ 再委託に関する要件が厳しい。
- ⑥ その他(契約条件について)

(4) 支払条件について

- ① 支払いが履行期限終了後の一括払いでは対応できない。
- ② 精算行為(精算手続き)を伴うものでは対応できない。
- ③ その他(支払条件について)

(5) その他事項

- ① 契約件名が適切でない(契約件名によるイメージと契約の内容が違っていた)。
- ② 競争参加資格が無かった(参加資格等級が違っていた)。
- ③ その他(その他、改善要望など、忌憚の無いご意見をご記入ください)。